

鳥インフルエンザに係る遺伝子検査の結果について

令和4年12月6日
沖縄県自然保護課

令和4年11月30日にうるま市内でハシビロガモ5羽の死亡個体が回収され、そのうち3羽について、環境省が遺伝子検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたとの連絡がありました。

現時点では、野鳥における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例であり、病原性は未確定となっております。今後、環境省において高病原性であるか否かの検査が実施され、陰性（高病原性ではない）となることもあります。

また、当該検査結果を受け、環境省は、死亡野鳥が回収された場所を中心とする半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定しました。今後、当該区域内を中心に、環境省等関係機関と連携し、野鳥の異常の監視を強化します。

1 これまでの経緯

令和4年11月30日（木）

- ・県民から野鳥の死亡に係る通報があったことから、県は死亡個体を回収し簡易検査を実施した結果、陰性であることを確認

令和4年12月1日（金）

- ・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）」に基づき、検体を国立環境研究所へ送付

令和4年12月6日（火）

- ・環境省から遺伝子検査の結果、A型鳥インフルエンザウイルス陽性との連絡

2 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県自然保護課や市町村役場に御連絡ください。

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

3 今後の対応

- ①確定検査結果について環境省から通知
- ②確定検査結果が判明次第、検査結果を公表
- ③確定検査結果が陽性で、高病原性鳥インフルエンザであることが確認された場合、「野鳥監視重点区域」の継続
- ④県、環境省において、当該区域内を中心に、野鳥の異常の監視を継続
- ⑤死亡個体や衰弱個体を早期発見・回収し、簡易検査を実施
- ⑥県畜産課、ワクチン検査推進課などの関係機関におけるそれぞれの対応の実施